

京都市訓令甲第 26 号

教育委員会事務局

高等学校

京都市教育手数料徴収事務取扱規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

第2条第3号中「京都市立学校授業料等徴収条例」を「京都市立学校保育料、入園料及び入学料徴収条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)